

令和7年4月1日から 入院時の食費が変更されます。

所得区分		1食あたりの標準負担額		居住費
70歳未満	高齢受給者・後期高齢者	R7年3月31日まで	R7年4月1日から	
上位所得者「ア」「イ」	現役並所得（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	490円	510円	370円
一般所得者「ウ」「エ」	一般			
住民税非課税「オ」	低所得（Ⅱ）	230円	240円	
住民税非課税「オ」	低所得（Ⅱ）入院90日超	180円	190円	
	低所得（Ⅰ）医療の必要性が高い	110円	110円	
	低所得（Ⅰ）医療の必要性が低い	140円	140円	
	指定難病患者	280円	300円	

※ 住民税非課税世帯、低所得区分Ⅱ・低所得区分Ⅰにつきましては、
限度額認定証で確認させていただきます。窓口へご提示ください。